

平成28年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年11月29日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 85 号から議第 109 号まで一括上程

(平成 28 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号) 他 24 件)

提案理由説明

第 4 意見書第 19 号並びに意見書第 20 号

(T P P 強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書 (案) 他
1 件)

提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 85 号 平成 28 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)

議第 86 号 平成 28 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 87 号 平成 28 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 88 号 平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 89 号 平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 90 号 平成 28 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 91 号 平成 28 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議第 92 号 平成 28 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議第 93 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例

議第 94 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議第 95 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第 96 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

議第 97 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議第 98 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

議第 99 号 野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改

正する条例

- 議第100号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 議第101号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターぎおう）
- 議第103号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターしのはら）
- 議第104号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターみかみ）
- 議第105号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターきたの）
- 議第106号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターやす）
- 議第107号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターなかさと）
- 議第108号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニ
ティセンターひょうず）
- 議第109号 おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増
加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議に
つき議会の議決を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

（開会）

○議長（坂口哲哉君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第5回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会委員の辞任並びに選任について、委員会条例第13条第2項の規定により、議会運営委員会委員第11番、上杵種雄委員の辞任を本職が許可いたしました。

また、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員として第12番、市木一郎議員を本職が指名しましたので、報告します。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、稲垣誠亮議員、第2番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

(日程第3)

○議長(坂口哲哉君) 日程第3、議第85号から議第109号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他24件を一括議題といたします。

事務局長が、議案を朗読いたします。

○議会事務局長(立入孝次君) おはようございます。朗読をいたします。

議第85号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他補正予算7件、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例他条例の制定及び改正8件、議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう)他その他7件。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして平成28年度補正予算8件、条例の制定・改廃9件、その他8件の合計25件につきまして、ご審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議第85号から議第92号までの平成28年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

議第85号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第4号）につきましては、1億7,614万8,000円を追加するものです。

債務負担行為の補正につきましては、野洲駅周辺都市基盤整備事業の北口駅前工区の計画的な推進に向けた債務負担行為を設定しようとするものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、コミュニティセンター費で、コミセンひょうずのエレベータ故障、また、コミセンしのはら及びコミセンぎおうの空調機器が不調となっていること等から、設備の修繕等に向けて、所要の補正を行うものです。

民生費では、障がい者自立支援事業費で、生活介護やグループホーム利用者、また、放課後デイサービス事業等の利用者の増加見込み等により、それぞれの自立支援給付費を追加するものです。

また、児童福祉費では、民間保育所費で、平成27年度に整備した「しみんふくし保育の家竹が丘」に対する交付金について、事業費の精算に伴い、国庫支出金返還金等を追加するものです。

農林水産業費では、農業振興費で、経営発展に意欲的に取り組む地域農業における担い手の育成・支援として、国の制度活用による担い手確保・経営強化支援事業補助金を追加するものです。

土木費では、交通安全施設整備費で、市道大篠原入町線において信号機が設置される見

込みとなったことから、時期を合わせて既存のパトライトを撤去する費用等を追加するものです。

教育費では、教育振興費で、国のモデル事業として、篠原小学校において京都橘大学との連携による少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業を実施するための経費を追加するものです。

公債費では、既に発行している市債の利率見直しにより、長期債元金に不足が生じることから、長期債利子から減じて追加する組み替え予算を計上するものです。

この他、今年4月1日付の人事異動等に伴う人件費について、所要の補正を計上したものです。

一方、歳入につきましては、国庫支出金及び県支出金では交付決定等に伴う調整の他、財源調整として繰越金を追加計上するもの等であります。

次に、議第86号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、312万9,000円を減額するものです。

補正の内容としましては、保険給付費の高額介護合算療養費の支給対象額の確定に伴う精査を行う他、人事異動に伴う人件費等所要の補正を計上するものです。

次に、議第87号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、45万2,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費等所要の補正を計上するものです。

次に、議第88号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、928万6,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、保険給付費の見込みによる精査及び人事異動に伴う人件費等所要の補正を計上するものです。

次に、議第89号平成28年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、21万7,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費等所要の補正を計上するものです。

次に、議第90号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、27万2,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、墓地公園整備基金の利子収入増加に伴い、所要額を補正するものです。

次に、議第91号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）

につきましては、750万円を減額するものです。

補正の内容といたしましては、当初予定しておりました地域開発事業債の借入利息が確定したことにより、所要額を補正するものです。

次に、議第92号平成28年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、税務署からの指摘に基づき、水道使用料の平成28年4月調定分の収入を過年度損益修正益として、また、それに伴う消費税等の修正申告に係る過年度損益修正損を追加する他、収益的支出及び資本的支出で、人事異動等に伴う人件費等所要の補正を行うものです。

次に、議第93号野洲市病院事業の設置等に関する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、(仮称)野洲市民病院を平成32年10月に野洲駅前に開設するにあたり、今後、本事業を進める上で、平成29年度から地方公営企業法を適用する病院事業を設置する必要があることから、施設の名称及び位置、診療科目や病床数等、病院事業の運営や経営に係る基本的な事項を定めるものです。

なお、本条例は平成29年4月1日から施行するものです。

次に、議第94号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

人事院は、本年8月8日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は10月14日、一般職に準じて特別職の給与改定として期末手当の引き上げを行うことを閣議決定しており、本市の議会議員、市長等特別職の期末手当においても閣議決定の趣旨を踏まえた給与改定を行うものです。

議員、市長、教育長については、本年12月支給の期末手当に0.15月追加し、3.25月に改正するものです。

また、次年度以降につきましては、年間3.25月の期別ごとの支給月数を調整しようとするものです。

なお、本条例の施行日につきましては公布の日から施行しようとするものですが、次年度以降適用分につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものです。

次に、議第95号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

人事院勧告の内容は、本年の官民給与の較差0.17%を是正するための俸給月額を引き上げと、民間の支給状況を踏まえた勤勉手当の引き上げなどであり、政府は勧告どおりの給与改定を閣議決定していることから、本市の職員給与においても閣議決定の趣旨を踏

まえた給与改定を行うものです。

主な内容といたしましては、職員の給料表については、民間との差があること等を踏まえ、初任給及び若年層における月例給を1,500円、その他について400円を基本として本年4月に遡及して引き上げを行い、勤勉手当については、本年12月支給分に0.1月分追加し、1.7月とするものです。

また、次年度以降につきましては年間1.7月の期別ごとの支給月数を調整しようとするものです。

さらに、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等から、給与制度の見直しとして、配偶者に係る扶養手当を1万3,000円から6,500円に引き下げ、その原資を用いて、子に係る扶養手当額を6,500円から1万円に引き上げようとするものです。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日から施行しようとするものですが、次年度以降適用分につきましては、平成29年4月1日から施行するものです。

次に、議第96号野洲市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、延滞金額の計算期間の見直しに伴う規定の整備、医療費控除の特例としてセルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設に伴う所要の規定の整備を行うものです。また、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため日台間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に定める特例適用利子等及び特例適用配当等に対し市民税の所得割を課すものです。

なお、本条例中、医療費控除の特例については平成30年1月1日から、その他については、平成29年1月1日から施行するものです。

次に、議第97号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため日台間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義に

よる所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い必要な改正を行うもので、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

なお、本条例は平成29年1月1日から施行するものです。

次に、議第98号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

主な内容といたしましては、野洲市中主B&G海洋センターの利用区分等が野洲市総合体育館と異なっていたことから、利用区分の均衡を図るとともに取り扱いを明確にするため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、平成29年1月1日から施行するものです。

次に、議第99号野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、旧ポツダム宣言の受諾に伴い発せられた政令により、町内会等から野洲市に帰属した財産等であって、実質的な所有と日常の維持管理を町内会等が行っているいわゆる村中財産について、当該財産を地方自治法第260条の2第1項に規定する認可地縁団体に譲与する場合、地方自治法第96条の規定による議会の議決を得ることなく譲与できるように条例を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

次に、議第100号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、事業所内保育事業における利用定員の表区分の明確化及び準用規定における表現の適正化を図るべく、所要の改正を行うものです。

なお、本条例につきましては公布の日から施行するものです。

次に、議第101号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

水道事業は、いわゆる企業会計として独立採算制が原則のため、基本的に経費を水道料金で賄うこととなっております。

現在の水道料金は、平成18年度に料金改定が行われて現在に至っております。当時の

改定では、旧町単位で別々の料金であったものを、基準料金で見ると旧野洲町より約1,000円低かった旧中主町の料金よりもさらに低い料金に設定されました。これは、過大な人口増加による給水収益の増加見込みと、本来は施設更新財源に充てるべきであった約2億円の繰越利益剰余金のうち、約1億円を5年間で還元するという方針に基づく年間2,000万円の赤字を前提とした無理のある改定でありました。結果は、改定の翌年度から計画収益と実質収益の乖離が約6,200万円と、想定以上の赤字経営が続くこととなっております。

この問題を確認して以降は、窓口業務等を民間に委託することなどにより経費の節減を図り、滋賀県内において最も低い料金の維持に努めてまいりましたが、節水器具の普及等による水需要の落ち込みにより給水収益の減収、さらに今年度から県用水受水単価の改正に伴う影響もあり、経営状況は年々厳しさが増している状況です。

また、市内の水道施設は、施設設備の更新をおろそかにしたため一段の老朽化が進んでおり、計画的な施設更新と地震等の災害に強い施設整備が必要不可欠となっておりますが、建設改良に必要な積立金は実質皆無となっております。

このような状況の中で、将来を見据えた適正な水道料金の改定について野洲市上水道運営委員会へ諮問した結果、平成29年度から平成33年度までの5年間の水道料金を約14%引き上げることが妥当であるとの答申を受けました。この答申をもとに水道料金の改正を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては平成29年4月1日から施行するものです。

次に、議第102号から議第108号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております各コミュニティセンターについて、平成29年3月31日に指定管理の指定期限を迎えるにあたり、期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間と定め、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、これまで指定管理者として各学区の自治連合会及び妓王まちづくり推進協議会をそれぞれ指定しており、いずれも地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域の特色を生かした特色ある運営と適正な管理をしていただいておりますことから、引き続きそれぞれの団体を指定しようとするものであります。

最後に、議第109号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、草津市、守山市、栗東市、野洲市及び湖南市が、情報システムに係る経費削減や事務の効率化、セキュリティーの確保のために設立したおうみ自治体クラウド協議会に対し、近江八幡市が本協議会の趣旨に賛同され加入の申し入れをされたことから、同市の加入を確認し、6市長によるおうみ自治体クラウド協定書の調印を行ったところであります。

このことから、地方自治法第252条の6の規定により、おうみ自治体クラウド協議会に近江八幡市が加入するため、おうみ自治体クラウド協議会規約を変更することについて、草津市、守山市、栗東市、湖南市及び近江八幡市と協議することにつき、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本規約は平成29年4月1日から施行するものです。

以上、議案ご審議、ご採決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。議員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時24分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（日程第4）

○議長（坂口哲哉君） 日程第4、意見書第19号並びに意見書第20号TPP強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）他1件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第19号について、第8番野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

意見書第19号TPP強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

多国籍企業の利益を最優先し、各国の産業、雇用、国民生活を犠牲にするTPPへの批准は、TPP参加国内でも反対の声が広がり、先の米国大統領選挙でもTPP反対のトランプ氏が勝利し、また大統領就任したときにはTPPからの撤退をすると表明されている

状況であります。

オバマ政権は、来年1月の任期満了までにTPPの国会承認を断念するというふうに表明をしており、TPPの発効自体が今危ぶまれています。そして、TPPに参加する12カ国で批准した国は一つもありません。

このTPPの中身、丁寧に説明すると言っておりますが、8,400ページの関連文書、この和訳が2,400ページしかありません。こういった中で、十分な説明もないまま、11月10日に衆議院本会議で強行採決され、参議院に送られました。このことに対しては強く抗議をし、差し戻しをして徹底して審議をするべきだと思います。

何よりも、このTPPの協定には、関税の撤廃、削減をしない除外規定が一切存在しないということでもあります。そしてまた、附属書という形これ秘密の内容なんですけども、そういう中に、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直しを協議をしていくということが特別に義務づけられております。こういうこともありません。

そしてまた、何よりもこれらの内容、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は撤退を辞さないものとするという国会決議にも反していることは明らかであり、こういう決議を無視することは許されません。

今、今日、国会で会期延長が審議されているという状況、まだ始まっていないかな、開議されようとしている数の力で押し通して、12月9日に自然成立をしようとしておりますが、これはフェアプレーではありません。

30日で国会の会期は終了を迎えます。もちろん、廃案にしていくべきだと思いますが、これを廃案にするのではなく、国会の会期を延長していくというのであるならば、これは衆議院に差し戻しをして徹底してやはり議論を進めていくべきだと思います。二国間協議のFTA交渉もこの後予定を、これが通らなければ予定されているような状況でありますので、やはりこの内容はもっと国会の中で国民の中に明らかにしていくべきだと思いますので、意見書を本当に急いで今日中に国会に採決をし、送っていただけるようお願いをいたしまして、提案とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第20号について第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） おはようございます。

PKOで自衛隊駆付け警護付与に抗議する意見書（案）の提案説明を行います。

安倍政権の閣議決定で、南スーダンPKO国連平和維持活動で陸上自衛隊に新任務の駆

けつけ警護を付与され、これによって任務遂行のための武器使用が可能になりました。戦後70年間自衛隊が殺し、殺されることがなく、平和が維持されてきたにもかかわらず、安政法制、いわゆる戦争法ですが、これを強行し、ついに憲法違反の武器使用を認めるという安倍政権の暴挙は許されません。

安倍総理は、南スーダンの情勢について、戦闘行為ではない。勢力と勢力の衝突だであったり、比較的安定している地域というふうにもつぶえています。しかし、現状は武力衝突によって数万人が殺害され、戦闘状態そのものです。紛争当事者間の停戦合意などのPKO参加5原則も崩壊しています。

現地で支援活動に取り組まれている団体の代表の方は、住民の中で戦争が起こっている事実を全く直視していないことに強く不安を覚えますというふうに語られています。さらには、南スーダン政府には国連やPKO、さらにはNGOも反政府勢力の味方だと映っている。そうした状況で自衛隊が国連やNGO関係者を守りに行けば、日本も敵対勢力に回ったと見なされてしまう。7月11日に大きな事件があったわけですが、このときに救援を拒否した各国部隊も政府軍相手にちゅうちょしたのではないか。NGO関係者にはPKOに頼っても期待ができないという認識が広がっている。自衛隊にできることは何もないというふうに言っておられます。

安倍政権は、この駆けつけ警護を国際社会の平和と安全に貢献するというふうに主張していますが、国連の事務総長でさえもこの紛争に軍事的な解決はない。根本的な解決には人道支援の強化が必要と訴えておられます。そういったことから、政府の異常なまでのこの現状、現地を無視した戦闘介入のもくろみというのが見えてくると思います。要するに、いかなるときも武力によって平和というのは生まれません。武力で生まれるのは悲しみだけです。憲法9条を無視して南スーダンPKO活動でのこの自衛隊の駆けつけ警護の付与に対しては強く抗議をします。直ちに自衛隊を撤退して、非軍事の人道民生支援に徹底されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出します。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております意見書第19号並びに意見書第20号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第19号並びに意見書第20号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第19号並びに意見書第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第19号並びに意見書第20号について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

暫時休憩いたします。議員の皆様は自席でお待ちください。

（午前9時34分 休憩）

（午前9時39分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、意見書第19号について、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております意見書第19号T P P 強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）について、反対討論を行います。

T P P、環太平洋パートナーシップ協定は、日本やアメリカ、オーストラリアなど太平洋を囲む12の国が人、物、金の動きを加速し、貿易で豊かになろうという取り組みであります。次期アメリカ大統領のトランプ氏は、T P P 離脱を考えているようではありますが、日本としてはあくまでも自由貿易を目指すべきであり、アメリカに対し翻意を促していくべきと考えます。特に、日本国内にあってはこれからの人口が減少する将来にわたり、経済を成長させるには海外の需要を取り込んでいくことが重要であります。また、国内企業の海外展開に関しては、他の参加国で工業製品の99%の関税が撤廃されることや、投資や知的財産を保護するルールにより、海外展開に関するリスクが大幅に軽減されることとなり、海外ビジネスの経験が少ない中小企業でも海外展開しやすくなるため、大企業のみならず、中堅中小企業にこそ大きなチャンスをもたらすものであります。

一方では、国内対策として、関連法案として牛や豚の家畜農家の経営安定対策を法制化する他、著作権法の被申告罪化も対象を限定し、二次創作が委縮しないよう配慮するなど、国民の懸念を払拭する内容となっています。

このような内容で十分審議をされ、11月4日の衆議院TPP特別委員会で自民、公明、日本維新の会の賛成多数で可決されたところでございます。

以上のこと等から、TPP強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）に対して反対をするものです。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） TPP強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）に対する賛成討論を行います。

TPPは12カ国が参加しましたが、批准したところはどこもありません。しかも、アメリカ大統領選挙で当選したトランプ氏はTPPから撤退することを宣言していますし、現政権のオバマ大統領も断念したというふうに発言をされています。

このような中で、日本が批准するという事は今後に大きな禍根を残すことになると思います。

しかも、日本に対してのTPPは除外規定が一切存在していないことと、附属書で日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられています。ISDS条項で、日本の司法権を侵害し、三権分立を無視し、深刻な主権侵害の問題も起こります。

このような内容のTPPは、農業分野だけではなくて、薬価の高騰や労働条件の悪化やグローバル企業の利益によって地域主権や地域経済を育てることができなくなります。

日本では、産地の表示や遺伝子組み換え作物の表示などを行い、消費者の知る権利を保障してきました。しかし、このようなことも相手国から訴えられればなくなってしまいうなど、日本の消費者行政が根底から崩れてしまいます。

先ほど市木議員が反対討論の中で、自由貿易であるなどか海外への展開がしやすくなるだとか、人口減少に対して海外での需要というのが必要などと話されておりましたが、確かに一部の他国籍企業であったり輸出産業の利益というものは保障されるかもしれませんが、ほとんど多くの国民や中小零細企業が被害に遭うと言われています。このTPP協定の中身を十分に研究して、今後アメリカがFTA、二国間協定を求めてきても、米韓のFTAの二の舞にならない対応というものも必要となってくると思います。

先ほども討論の中で、国民の懸念を払拭するために慎重な審議をされたと言われてい
ますが、T P P交渉と並行して日米で協議を重ねてきた膨大な附属書というものがあります。
これが秘密だという点もありまして、8, 4 0 0 ページもある中のごく一部しか国民や議
会に対しても示されておらず、ほとんどは黒塗りであったと。そんな中で、無理やりに強
行採決されてきたという経緯があります。これを衆議院に差し戻して、慎重審議を行う必
要があります。

アメリカがそもそもこのT P Pを強く求めてきていましたが、そのターゲットはこの1
2カ国のT P Pの参加国の中で、特に日本の農業だけではなくて、医療、保険、食糧、公
共事業への参入など、あらゆるものを狙っているということが明らかになっています。

先ほど野並議員が話していましたが、本日国会が行われますが、あした30日で会期が
終了となって、国会が会期延長をしないと廃案になります。ということで、12月14日
までの延長をきのうの議運ですかね、それで決めて、それを今日国会で諮るということで、
それが可決されたら衆議院優位制というものがあるので、衆議院に差し戻しにならない限
り、12月の9日には自動成立というふうになってしまいます。こういう延長のやり方と
いうのは、相撲でいえば土俵際で押し込まれている状態で、負けそうになって、土俵をさ
らに後ろに広げていくというような、本当にフェアなやり方ではないと思います。衆議院
にもう一度差し戻して、この8, 4 0 0 ページの全てを和訳して慎重審議を行って、国民
の皆さんにこの情報をしっかり示して、その上で決めていくことが必要だと思います。

以上、T P P協定の批准を行わないことを強く求めて、意見書の賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第20号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。P K Oで自衛隊駆付け警護
付与に抗議する意見書（案）に対して、反対の立場で討論を行います。

日本国民の自衛隊アレルギーを、P K Oという崇高な反対しにくい海外派遣で払拭する、
これが歴代政権の思惑であったと思います。この見え透いた戦略の目標は、既に達成され
ております。自衛隊を否定する世論はもはやないに等しいのが現実であります。

これまで撃ちにくい銃より撃てない銃を持たされてきた現場の自衛隊員は、間違っ
たら国外犯になりかねない矛盾をどの日本人よりも痛感し、薄氷を踏む思いで任務を無
事故でやってこられました。数々のミッションで他国の軍と活動してきました。これは本
当に奇跡であったと思います。

今回の安保法制というより、これがなくても民主党政権以来送られている南スーダンの

情勢悪化と国連P K Oの劇的な好戦果により、事故は時間の問題なのであります。安保法制反対、安倍政権反対ばかりに熱狂していると、ここが見えなくなるのです。駆けつけ警護なる用語は、現場にはないのであります。これは、国連平和維持活動で行われる警護業務で、駆けつけようと駆けつけまいとP K O成果で活動する国連職員、ユニセフ等の国連関連団体、N G O等の人道援助団体を武力を使って保護していきます。それをやるのは国連平和維持軍と同じP K Oのもう1つの部門である国連文民警察であります。同じP K Fの中で、窮地に陥った部隊に他国の部隊が駆けつけ協力するのは、1つの統合指揮下に一体化するP K F部隊として当たり前のことであります。その国で活動する国連職員人道援助要員への障害を違法とする紛争当事者国の国内法を根拠として、警察権を行使する国連文民警察の仕事であります。住民保護というある国家の国民に降りかかる脅威を、その国家にかわって国連がせん滅する、つまり国連がいわば自衛権を行使するようになった現代のP K Oにおいて、国連平和維持軍と国連文民警察の線引きはより明確になってきております。P K Fは、交戦主体として戦時国際法、国際人道法に準拠することになっております。国連文民警察は当事者国の国内法、つまりP K Fは紛争として敵に対峙し、国連文民警察は犯罪として対峙をします。

ここで今問題視するのは、南スーダンには現在陸上自衛隊が参加している唯一のP K O活動で施設整備をしておりますが、内戦を経て独立した南スーダンには多くの武器が残り、関係者が万が一強盗等に襲われないよう、自衛隊員に警護の権限を与えておく必要があると政府関係者は判断したものであります。

以上のことから、P K Oで自衛隊駆付け警護付与に抗議する意見書（案）に対して反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） P K Oで自衛隊駆付け警護付与に抗議する意見書（案）に対しての賛成討論を行います。

今日本の軍事費はついに5兆円を超え、この額は世界の国々の軍事費の中でもフランスに次いで8位ともなっております。ちなみに、自衛隊は軍隊でないために、日本では軍事費ではなく防衛費と呼ばれております。

そもそも、憲法9条によって戦争しない国となっているにもかかわらず、なぜこれほど自国を守るために膨大な税金をつぎ込んでいるのかという疑問を感じられる方々も多いと思われま

今、反対討論を行われました。その中に、安保法制に反対をすとか、また自衛隊は国民が認めている存在という問題をおっしゃいましたが、今問題になっているのは、この南スーダンが内戦状態になっているというそういう事態の状況の中に、日本の自衛隊を派兵するかどうか、派遣をするかどうか、戦争紛争地帯だと言われているところに自衛隊を派遣をしていくのかどうかというのが今問われている問題であって、自衛隊そのものが違憲であるとかいうふうなことが今問題になっているわけではありません。

安倍首相が、南スーダンの状況は戦闘行為ではなく、衝突だということを言っておられますが、これはもう現実的にそういう状況でないということは明らかであります。

今PKFの問題もおっしゃいました。しかし、今南スーダンでは国連軍に対して、国連の宿舎に対して政府軍が攻撃をしているというそういう実態になっています。どっちが守るのか守らないのかというそんな駆けつけで警護をしていくという状況ではありません。そうした中で、この国連の宿舎が襲撃をされたときに、応援部隊、他の国に対して応援部隊を寄せられましたが、どの国もそんなところに行くまでにやられてしまうということで行かれませんでした。行かれないというのが現状なんです。そういう今の南スーダンの状況を知っている方々にとって、NGOの関係者にとっても自衛隊ができることが何もないということをおっしゃられるんです。今問題になっているのは、やはりこの紛争地域も紛争という状況ではなくて、戦闘地域になっていっているという、このようなところに自衛隊員を派兵していくというのは、自衛官の息子を持っているお母さんから、国会での安倍首相の人を食った発言や、稲田大臣の視察キャンセル報道、白紙領収書問題など議員の資質以上に人としての問題がある政権に、自分の息子、自衛隊員の命を預けられないという怒りでいっぱいです。自衛隊員が一人でも現地の人を殺してしまったら、帰国後犯罪者扱いで、裁判にかけられ、また捕虜になってしまったら国際法の適用外とみなされ、相手の国の法律で処罰される可能性が高いと聞いています。駆けつけ警護をやるチームには、衛生隊員も同行します。アメリカ軍では、衛生兵がPTDS、心的外傷後ストレス障害によって自殺者が出ているそうです。私の息子もそんな目に遭うのかと思うとたまらない思いです。私は、息子一人が無事でいればいいとは思いません。日本の自衛隊は、日本を守るために毎日一生懸命訓練に励み、一たび大災害が起こるといち早く矢面に立って国民を守ってくれる宝物のような存在です。その大切な宝物をわざわざなぜ海外の紛争地に駆り出す意味があるのか、戦争利権の何物でもないと思います、というような形で発言をされています。

今、自衛隊員を南スーダンから撤退をさせていくというのがまず一番ではないでしょうか。ヨーロッパの先進諸国では、軍隊を撤退させていっておられます。日本でも今の駆けつけ警護という形で新たに武器を使うというような付与を課するのではなく、現時点派遣されている自衛隊員を撤退をさせていくということが今必要であろうかと思えます。この意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第19号T P P 強行採決に抗議、差戻し徹底審議を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第19号は否決されました。

次に、意見書第20号P K Oで自衛隊駆付け警護付与に抗議する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第20号は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月30日から12月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ご異議なしと認めます。

よって、明11月30日から12月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る12月6日は、午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日は、これにて散会いたします。(午前10時01分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年11月29日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 稲垣誠亮

署名議員 北村五十鈴